令和7年度　共同生活援助がじゅまる　地域連携推進会議

# 共同生活援助
# がじゅまるについて

社会福祉法人　館邑会
共同生活援助（日中サービス支援型）　がじゅまる　　管理者　　程原一行

# 次第

1. グループホームってどんなところ？
2. 社会福祉法人館邑会の居住の場
3. 共同生活援助　がじゅまる
4. 障害福祉の動向
5. 館林邑楽圏域の社会資源

# 1. グループホームってどんなところ？
# ①共同生活援助について

1）役割　主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

2）対象利用者　障害支援区分「認定なし」の方から障害支援区分「6」の方まで様々

3）形態　a)外部サービス利用型　b)**介護サービス包括型**

c)**日中サービス支援型**　d)サテライト型

**独り暮らしに近い形での住まいを求めている利用者さんに対応する事業所から生活面全般にわたる支援を必要とする利用者さんに対応する事業所まで**

**対象利用者、事業所形態ともに様々。多種多様な形があります。**

# 1．グループホームってどんなところ？
# ②グループホーム形態の比較

| | 介護包括型グループホーム | 日中サービス支援型グループホーム |
|---|---|---|
| 特徴 | **主に夜間と休日の支援を行う。**<br>利用者の就労先又は日中系サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施 。 | **24時間サポートが受けられる。**<br>利用者の就労先又は日中系サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施 。<br>短期入所の設置。 |
| 職員配置 | 必要に応じて配置。<br>世話人6：1以上。<br>夜間については利用者さん状況に応じて配置。 | **昼夜を通じて1名以上の職員を配置。**<br>世話人5：1以上。<br>**夜間についても職員は必置。** |
| 日中の過ごし方 | 基本的にはGH以外の日中活動の場で過ごしてもらう。 | 本人の意向に沿って、GH内で過ごしてもよい。<br>勿論他の日中活動の場で過ごしても構わない。 |
| イメージ | 所謂グループホームのイメージ。<br>自分の出来ることは自分で行う。 | 必要な支援を必要なだけ受けられる体制を確保。<br>**支援度が高くても利用が可能。**<br>**H30年度から新たに設置。** |

# 1．グループホームってどんなところ？
# ③グループホームの始まり

2000年～2004年の厚生省（現厚生労働省）の計画（ゴールドプラン21）で、認知症高齢者のグループホームを3200か所整備すると発表。

障害者のグループホームは2006年4月より障害者自立支援法にて共同生活援助（GH：グループホーム)と共同生活介護（CH：ケアホーム)の2種類の設定となる。

→2014年4月、共同生活援助（GH:グループホーム）に一元化される。

# 1．グループホームってどんなところ？
# ④地域における暮らしの場

障害のある人にとって「住み慣れた街で暮らしを続けたい」というご本人や家族の希望を叶えるための場所であることが基本。

日々の生活を送るうえでその基盤となる「住まい」がその人にとって、居心地の良い場所なのかどうかは生活の質を問う上で非常に重要な問題。

複数の利用者が共同で生活する場所ではあるが、一人ひとりの入居者にとってプライバシーの守られる安らぎの場であることが最優先されるべき。

**→利用者が暮らすうえでの快適な場所。**

# 1．グループホームってどんなところ？
# ⑤一人ひとりの暮らしを支える場所

グループホームでの暮らしが、必ずしもその人にとっての最終目標になるとは限らない。

アパートでの一人暮らし、自宅で家族と暮らす、入所施設での集団生活、年齢的に介護保険事業所で生活するなど、どのような暮らしを求め、どのような形態が本人に合っているのかはそれぞれ異なる。

→「良い場所」かどうかはその当人によって変わってくる。

→グループホームは一人ひとりの個別性のある暮らしを支える

多様な選択肢の中の一つ

# １．グループホームってどんなところ？
# ⑥グループホームが必要な訳

社会福祉法人　館邑会は、支援を必要とする方やその家族からの要望、地域のニーズ、圏域の社会資源を踏まえながら、次の視点を持ち、居住の場（グループホーム等）を整備していく必要性があると考えています。

１．支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続ける為

２．自分に合った暮らしの場を選ぶことができる地域を作るため

３．家族から離れ、利用者ご本人が自分なりの生活を組み立てる為

# 2. 社会福祉法人
# 館邑会の居住の場

# 社会福祉法人　館邑会　基本理念

理念：「私たちは地域の方たちとワンチームになり、
誰もが輝ける社会をつくります」

方針：

1．社会福祉法人館邑会は、館林・邑楽地域を拠点に障害福祉サービスを展開し、その役割と責任を常に自覚し、本人、家族、そして様々な関係者と協力し合いニーズに寄り添い続けるサービスを提供します。

2．社会福祉法人館邑会は、誰もが輝ける地域の実現のために障害福祉の専門家として地域の皆様と障害のある方たちをつなぐ役割を果たしていきます。

3．社会福祉法人館邑会は、障害があろうとなかろうと誰もが心身ともに健やかに育ち、自分らしく自立した生活を生まれ育った地域において継続できる事業を創造していきます。

館邑会 KANOUKAI

社会福祉法人
館邑会

- 陽光園　生活介護（定員55名）
- ふらっぐ　就労継続支援B型（定員20名）
- GOODJOB　就労継続支援B型（定員20名）
- 施設入所支援（定員35名）
  第二陽光園　生活介護（定員35名）
  短期入所（定員4名）
- がじゅまる　共同生活援助（定員16名）
  短期入所（定員1名）
- てんしゃば　そら（男性　定員4名）
  あすか（女性　定員15名）
- ほっと　相談支援センター

居住の場

館林・邑楽圏域における障害福祉ニーズ（必要性）に応じて社会福祉法人としての役割を担うべく事業を展開してきました。

# 障害者支援施設：第二陽光園

## 基本理念

「利用者の笑顔と健康のために、ぬくもりのある生活を提供する」

第二陽光園は障害者総合支援法に則った障害者支援施設として、施設入所支援と生活介護、短期入所および日中一時支援を行っています。社会情勢が大きく変化する中、障害者福祉の推移を見定めながら障害者支援施設が果たすべき役割を自覚して、家族や地域との結びつきを大事にし、安心して利用していただける施設運営を目指します。

また、利用者にとってより良い生活の場であるための工夫と、職員にとっても働きやすい職場環境作りに努めます。

# 障害者支援施設：第二陽光園

1）役割　主として夜間、休日において入浴、排せつ及び
食事等の介護、生活等に関する相談及び助言
その他の必要な日常生活上の支援を行う。

2）対象利用者　障害支援区分4（50歳以上「3」）以上

**日常生活を送る上で、多くの「支援」を必要とする方に限定**

# 障害者支援施設：第二陽光園

## 冬の第二陽光園

所在地　群馬県邑楽郡邑楽町赤堀837

定員　35名（男性15名　女性20名）

短期入所4名（男性2名　女性2名）

勤務体制　　夜間夜勤者配置有。

利用料金　　62，810円

| | |
|---|---|
| 家賃 | なし |
| 食費（目安） | 46，810円（3食31日計算） |
| 光熱水費 | 12，000円 |
| 日用品費 | 3，000円 |
| 金銭管理料 | 1，000円 |

※資産、収入により減免あり。

# 共同生活援助　てんしゃば　あすか

所在地　　館林市北成島町513－88

定員　　女性15名

勤務体制　　夜間宿直者配置有。

利用料金　　53，800円（実質）

家賃　　20，000円（1万円家賃補助有）

食費（目安）　24，800円（朝・夕31日計算）

光熱水費　　16，000円

日用品費　　2，000円

金銭管理料　　1，000円

# 共同生活援助　てんしゃば　そら

所在地　館林市西高根町19－7

定員　**男性4名**

勤務体制　夜間宿直者配置有。

利用料金　66，800円（実質）

・家賃　26，000円（1万円家賃補助有）

食費（目安）　24，800円（朝・夕31日計算）

光熱水費　23，000円

日用品費　2，000円

金銭管理料　1，000円

# 共同生活援助　がじゅまる

所在地　群馬県館林市苗木町2636－2

定員　　**男性16名　短期入所1名**

勤務体制　夜間夜勤者配置（2名）有。

利用料金　　55，700円（実質）

家賃　　25，000円（1万円家賃補助有）

食費（目安）21，700円（朝夕31日で試算）

光熱水費　16，000円

日用品費　　2，000円

金銭管理料　1，000円

# 障害者支援施設とグループホームの違い

| 施設入所支援 | | 共同生活援助 |
|---|---|---|
| 最小単位30人　比較的大人数 | 定員 | さまざま　比較的少人数 |
| 24時間365日の支援体制を整備。<br>日中系サービスと一体。 | 形態 | 日中系事業所と組み合わせが基本。<br>日中の支援一体型もあり。 |
| 支援度が高い方が基本 | 対象者 | 事業所によって特色有り |
| 手厚く設定 | 建物 | 様々な基準 |
| 4人⇒2人⇒個室 | 居室 | 個室 |
| 家賃無。資産、収入により食費補助。 | 費用・補足給付 | 家賃有。資産、収入により家賃補助。 |
| 専門的な支援。<br>日中と夜間合わせ一貫した支援体制。 | 強み | 地域の中に根差した生活。<br>必要な支援を受け、さらに地域へ。 |
| 大集団が故の「個」に対しての限界。 | 弱み | 費用負担が「比較的高い」 |
| 基本的には新設なし。 | これから | 様々な形態で増加傾向。 |

# 3. 共同生活援助
# がじゅまる

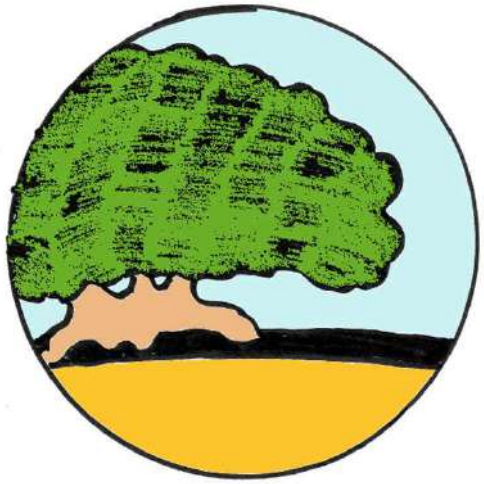

# 共同生活援助：がじゅまる

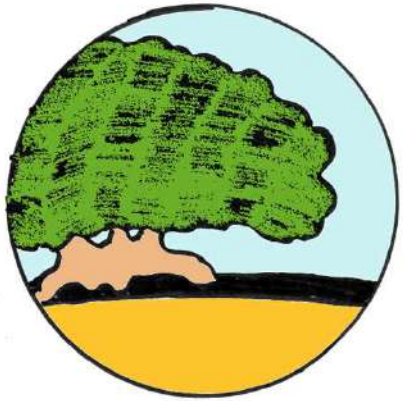

基本理念:「ひとりひとりの福祉（幸せ）、

当たり前の生活を支える」

1）利用者の「幸せ」を基準として支援を行います。

2）利用者の幸せを皆で考えることが出来る体制作りに努めます。

3）職員は、利用者とともに生きる姿勢で寄り添い支えます。

4）大切な人の大切な場所作りの視点に立ち環境整備を図ります。

5）生活の場を自分で選ぶことが出来る地域作りの一役を担います。

# がじゅまるの利用者像（令和7年3月末時点）

## 1．年齢構成（15名平均年齢：54．7歳）

| | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|
| A棟（8名） | ― | 1 | 7 | ― | 51．4 |
| B棟（7名） | ― | 1 | 3 | 3 | 56．8 |

## 2．障害支援区分（15名平均：5．8）

| | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|
| A棟（8名） | ― | ― | ― | 8 | 6 |
| B棟（7名） | ― | ― | 3 | 4 | 5．6 |

# がじゅまるの利用者像（令和7年3月末時点）

## 3. 援護地

| | 館林市 | 邑楽町 | 大泉町 | 明和町 | 太田市 |
|---|---|---|---|---|---|
| A棟（8名） | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| B棟（6名） | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 |

## 4. 日中の過ごしの場

| | 陽光園 | 邑楽の家 | カレンフィールド | ライフサポートイシノ | 介護保険事業所 | がじゅまる |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A棟（8名） | 2 | 0 | 2（週2回） | 1（週1回） | 0 | 6（週/2回 2名含む） |
| B棟（6名） | 6 | 1 | 0 | 0 | 1（週3日） | 0 |

# がじゅまるの作り

# がじゅまる　立地について

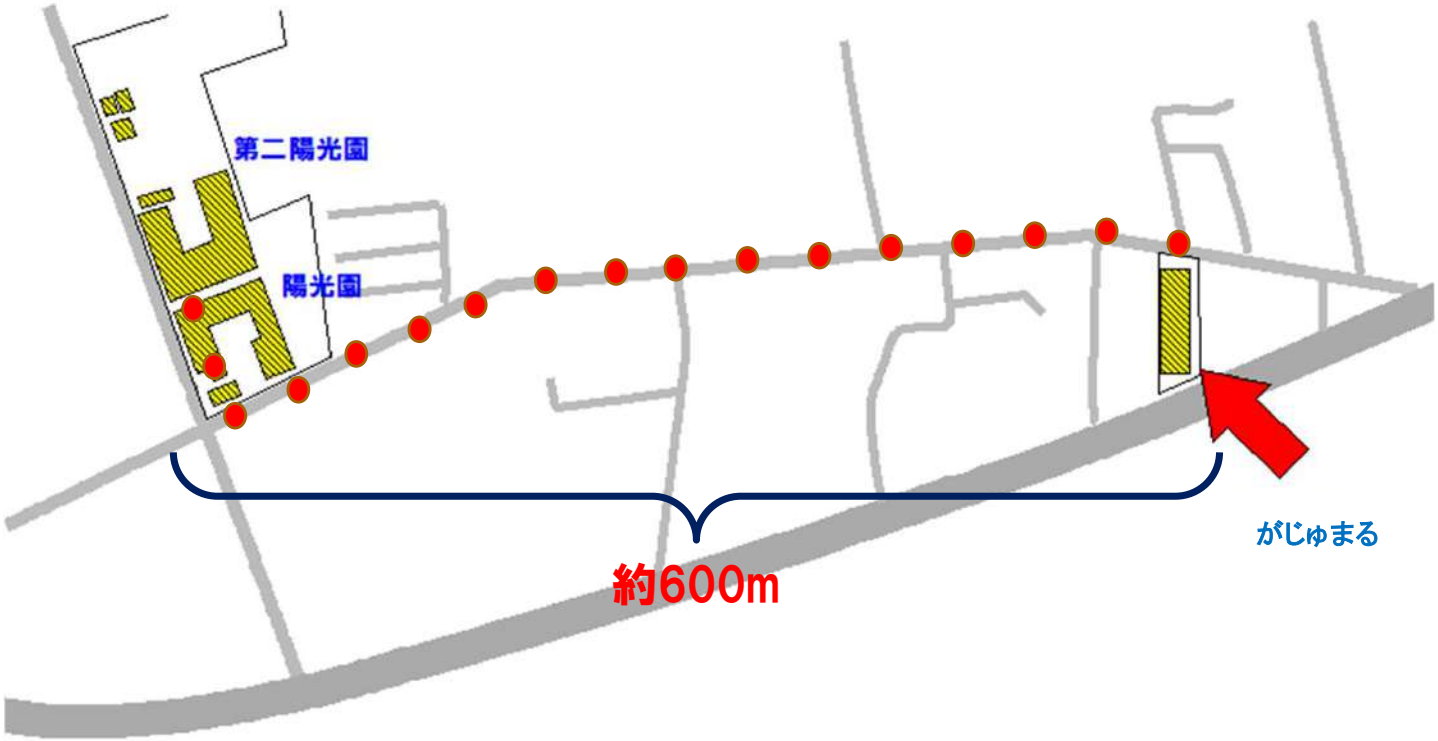

# がじゅまるの成り立ち

H8年4月1日開所以降
定員　50名（男性30名　女性20名）
短期入所4名（男性2名　女性2名）

がじゅまるの設立には障害者支援施設第二陽光園の存在が大きく影響しています。

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
## １）起源

高齢化

重度化

①利用者性別年齢構成（Ｒ５年４月１日現在）

| | 15~19 | 20~29 | 30~39 | 40~49 | 50~59 | 60~69 | 70歳以上 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 0 | 0 | 1 | １４ | １０ | 4 | 0 | **49.7** |
| 女性 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 3 | 5 | **59.1** |
| 合計 | 0 | 0 | 1 | ２０ | １６ | 7 | 5 | 53.5 |

②障害支援区分（Ｒ５年４月１日現在）

| | 非該当 | 区分１ | 区分２ | 区分３ | 区分４ | 区分５ | 区分６ | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | ２４ | 5.83 |
| 女性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | １８ | 5.85 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | ４２ | **5.84** |

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
## １）起源

長期化

多様化

③障害種別（Ｒ５年４月１日現在）

・療育手帳のみ所持者　４１名
・療育手帳＋身体障害者手帳 所持者　８名
・身体障害者手帳所持者（８名）の内訳
　（視覚障害1名、聴覚障害2名、音声・言語機能1名、肢体不自由4名）
・その他：てんかんによる内服者：17名。統合失調症診断者：1名。自閉（傾向含む）診断者：5名。

④利用者在籍年数（Ｒ５年４月１日現在）

| | 1年未満 | 1~2年未満 | 2~5年未満 | 5~10年未満 | 10~15年未満 | 15~20年未満 | 20年以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 0 | 0 | 2 | 4 | 4 | 0 | 19 |
| 女性 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 1 | 15 |
| 合計 | 0 | 0 | 2 | 5 | 7 | 1 | **34** |

# がじゅまるの成り立ち
## 1）起源

様々な年代、様々な障害をお持ちの利用者さんが50名在籍。

⇒必要とする支援も人それぞれ。

**ひとつ屋根の下、50名の利用者さんの生活を支えることの限界**

**全国の障害者支援施設が抱える共通の悩み**

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
# １）起源

- 建設当時平成8年頃は入所施設が4人部屋から2人部屋への移行期。その後の法改正で新築・改築については**個室が推奨**されている。
- 全国的に障害者支援施設の居室3割強が既に個室化（2019）。県内の障害者支援施設でも個室化が進んでいる。
- 第二陽光園は様々な部分が手狭。県内の入所施設においても一人頭の床面積が少ない。第二陽光園居室：一人当たり6㎡。現在の一人当たりの基準は9.9㎡（箪笥等の床面積除く）。
- 利用者にとって　ほっとできる空間が確保できているとはいえない。
- 支援する側としても環境によるリスクが多く、多くの注意が必要。支援の困難さ。

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
## １）起源

・第二陽光園の個室化を進めたい。

⇒自分だけの空間は誰にとっても必要

・利用者がほっとできる空間を作りたい。

⇒年齢幅60歳、50人の利用者がひとつ屋根の下で暮らすことの難しさ

・一人一人の生活（生き方）を見つめたい。

⇒50人の集合体ではなく、一人一人の生活を見つめる。

・変化は最小限にとどめたい。

⇒環境の変化が及ぼす影響が大きい方もいらっしゃいます。

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
## 2）準備期

今すぐには

第二陽光園の建て替えは基本的にはできません。

第二陽光園を個室化するために建て替えたい！

何故なら・・・

第二陽光園の建て替えには莫大な費用が掛かります。国や県からの補助が必要です。「入所施設の建て替えは施設整備費の補助の対象（優先順位はかなり高いです）」ですが、建設後27年しか経っていない第二陽光園の建て替えについて、審査を通すには非常にハードルが高く、建物の耐用年数39年。一般的には入所施設は40～50年で立て替えることが多いです。

⇒第二陽光園はあと20年前後使うことが前提。

⇒ただ、それまでの20年。何もせず入所している利用者に、このままの環境を強いることが「利用者の最善」を考えると言えるのか・・・。

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
# 2）準備期

第二陽光園を増築しよう！

**増築するには時期を逸している**

⇒入所施設の定員増を含まない改築・増築に関しては施設整備費による補助は見込めない。建て替えまで残り半分を過ぎたこの状況において自費だけでの増築・大規模改築は、経営上現実的ではない。

⇒20年後の建て替えの際の負の財産になってしまう可能性が大きい。

20年先の障害福祉を取り巻く状況の変化に対応できなくなってしまう可能性が高い。

※令和5年6月保護者会説明資料

第二陽光園（ 16名： 20名＋短期入所4名）
施設入所支援：定員40名。生活介護事業：定員40名。

行動障害者等支援機能（より専門的な支援を必要とする方の為の機能）
**特別な環境整備・専門的な支援が必要な方**
**今までと変わらぬ安全・安心な環境・24時間一貫した支援**

**障害者支援施設に課された役割ごとに環境整備。**

日中サービス支援型GH　A
（ 8名　＋　短期入所 1名）

生活中心型支援機能（生活を支える支援）
健康面に十分配慮した環境作り。
主として**生活支援・介護的な支援。**

日中サービス支援型GH　B
（ 8名　＋　体験利用者用居室）

自立支援型機能（地域の中で暮らすための支援）
より個別的な自立活動を支援
**地域のなかで生きる。**

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
# ３）新たな環境整備をするうえでのメリット

１．第二陽光園の利用者の生活の質を高める。

２．がじゅまるの利用者さんの生活環境も整えられる。

⇒利用者さんそれぞれが必要とする支援がしやすくなる。

３．ご家族にとっても安心（見知った利用者、見知った職員）。

⇒新たな環境に対する不安の軽減

４．支援員にとっても働きやすい環境が作られる

⇒支援員がすることが明確になる。

５．館邑会の経営にも支障がない形（黒字経営の維持）

⇒持続可能な事業運営

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
# ４）開所までの経過（概要）

令和元年度秋　第1案作成。以降管理者会議で内容について検討を重ね、令和2年度、管理者会議の場で事業展開の内容について概ねの同意を得る。

但し、事業の開始については「時期尚早」。法人内他事業が優先される。展開の時期をうかがう。その間に計画案を煮詰め、不動産物件等を当たる。

令和4年6月　理事より今回の物件が紹介される。

令和4年7月　事業について概ね了承。

令和4年8月　群馬県、各市町への説明。

令和4年11月　第二陽光園保護者、圏域相談支援事業所等への説明

令和4年　3月　建物改修工事開始。

令和5年10月　開所（予定）

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
# ５）こんな事業所に・・・

「第二陽光園しかないでしょ･･･」の言葉に込められた意味を受け止め、少ないかもしれないが「居住の場を選ぶことが出来る地域作り」

「入所施設の在り方」を問う前に、「利用者一人一人の生活の在り方を見つめること」が大切なのではないか。

**現在より少しだけ自分で決められることが増えれば良いな。**

**現在より少しだけ我がまま（自分のまま）でいられると良いな。**

※令和5年6月保護者会説明資料

# がじゅまるの成り立ち
# 5）こんな事業所に・・・

今回の生活環境整備は、利用者さんそれぞれに合った生活空間を提供するための第1歩。第二陽光園の利用者さんにとって少しでも良い環境を提供するために現在できる最大限のこと。第二陽光園で引き続き生活する利用者さんにとっても、新たな生活の場で生活する利用者さんにとっても今より少しだけよい生活環境が提供できます。

勿論環境整備だけでなく、人材確保と育成、支援員の専門性の向上、職場環境の整備にも積極的に取り組む必要があります。

これからも**「利用者の当たり前の生活」を更新し続ける。**

**我々と同じ地域生活者である入所施設利用者の生活環境の整備・充実に取り組んでいくことは**
**入所施設を抱えた社会福祉法人の役割であり、責任。**
**社会情勢が変わっても、制度が変わっても、利用者の生活を支える我々支援者の役割は何ら変わりません。**

## がじゅまるの成り立ち
## ５）こんな事業所に・・・

第二陽光園とがじゅまるは、「障害者支援施設」、「共同生活援助」といったサービス種類の違いはありますが、地域におけるそれぞれの事業所の役割は非常に似たものではないかと感じています。

**ある種の兄弟関係ではないかと思っています。**

# がじゅまるの支援体制

・管理者（障害者支援施設　第二陽光園と兼務）　1名

・サービス管理責任者　　1名

・生活支援員 / 世話人 / 夜間支援員・・・・・・・・28名（第二陽光園と兼任職員3名
陽光園との兼任職員3名含む）

・外部機関

食事提供・・・・・第二陽光園厨房で調理。運搬・盛り付けをがじゅまるで実施。

在宅訪問医療機関・・・・・・県西在宅クリニック舘林

協力病院・・・・・・公立館林厚生病院

自立支援協議会：地域生活支援部会・・・・・・令和5年度より参加

# がじゅまるの職員勤務体系

【日中】

・生活支援員　早番：7：00～16：00　日勤：8：15～17：15

遅番①：10：00～19：00　遅番②：11：00～20：00

・世話人　早番：7：00～11：00　遅番：16：00～20：00

【夜間】

・夜間は珊瑚棟1名、瑠璃棟1名の計2名体制

・正規職員：15：30～翌9：30（18時間拘束16時間労働）

夜間支援専門員：19：00～翌9：00

# がじゅまるの労働環境について

・利用者さんの生活環境を整えるためにはそこで働く職員の労働環境の整備は欠かせません。

・経営上の工夫を凝らし、安定経営を基盤として、**十分な職員体制を確保**することが利用者支援においては重要となります。

・がじゅまるでは、令和6年12月より順次、県西在宅クリニックと契約を交わし、必要な医療を適切に受けるための体制を整えました。以降、利用者さんが体調不良の時でも居室で静養しながら回診を待つことができ、「体調が悪い中、病院で待つ」といった負担がなくなりました。職員にとっても通院に出かける体制を取らずに済んでおり、利用者、職員どちらにとってもプラスの効果を生んでいます。

・また、必要最低限の職員体制ではなく、基準を上げて職員体制を整えることで厚みのある利用者支援が提供され、同時に国が設定する「人員配置加算」を算定することで、職員体制の充実を図ると共に安定した経営・運営にも十分留意しています。

・支援体制を整えることで、職員に精神的余裕が生まれ、利用者に対してひと捻りした工夫ある支援の提供がなされます。

# ４．障害福祉の動向

# ①令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な流れ（令和5年12月6日）（一部抜粋）

1）地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の**地域移行の推進。**

2）グループホームにおける**一人暮らし等の希望の実現**、支援の実態に応じた適切な評価

3）障害の重度化や障害者の高齢化など、地域のニーズへの対応。

4）地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実

5）相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

6）**強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実**

7）**障害者の意思決定支援を推進するための方策**

厚生労働省HP参照

# 令和8年度障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助事業等について（一部抜粋）

・障害者支援施設の改築・移転改築について

障害者支援施設の改築、移転改築（創設）にあたっては、国から以下の考え方が示されています。

【国の考え方】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から**5パーセント以上削減**することを基本としている。また、地域移行、地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、**入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）**し、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、**グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備する**など、中長期的な視点が求められる。

以上のことから**障害者支援施設の改築・移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）を整備する場合は、定員の見直し及び地域移行にあたっての中長期的整備計画書の提出**をお願いします。

## ②居住支援に関するキーワード

**1）個室化**

**2）小規模化**

**3）地域移行**

は、障害を持つ方の**人権擁護**、**意思決定支援**の浸透とともに、着実に認知され、進んできている。

# ③個室化

## 障害者支援施設の居室の状況

| | | |
|---|---|---|
| 一人部屋 | 26,563部屋 | 26,563人利用（36.57%） |
| 二人部屋 | 16,834部屋 | 33,668人利用（46.35%） |
| 三人部屋 | 2,011部屋 | 6,033人利用（8.31%） |
| 四人部屋 | 1,569部屋 | 6,276人利用（8.64%） |
| 五人部屋 | 19部屋 | 95人利用（0.13%） |

※公益財団法人日本知的障害者福祉協会（2019）

「令和元年度全国知的障害児者施設・事業実態調査報告書」より

## ④小規模化・地域移行

障害者支援施設とグループホームの利用者状況

施設入所支援　　2，569事業所

125，968人

共同生活援助　　11，239事業所

154，680人

国民健康保険団体連合会（令和4年1月）

# ⑤意思決定支援

【取扱指針】

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス管理責任者の責務】

サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則としたうえで、利用者が自らの意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなくてはならない。

# ⑤意思決定支援

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなくてはならない。

・利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選考並びに判断能力等について丁寧に把握しなくてはならない。

・サービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

不安
苦手なこと
嫌いなこと

安心
好きなもの
美味しいもの

# 5. 館林邑楽圏域の社会資源
# ①概況

1）**日中の過ごしの場**については（圏域外の選択肢も含め）一定のニーズを満たしている。

2）近年共同生活援助事業所（日中サービス支援型）が増加傾向。但し、**居住の場は充足しているとはいいがたい状況**。

3）環境整備を必要とする支援度の高い利用者が必要な支援を受けながら、生活できる場所は**著しく足りていない。**

4）支援を必要とする利用者の在宅生活を支えるヘルパー事業、一時預かり事業（短期入所・日中一時支援）も**全く足りていない。**

5）住み慣れた地域の中で安定した生活を送ることが難しい方が一定数いらっしゃる。

# 5. 館林邑楽圏域の社会資源
# ②地域の社会資源　障害者支援施設

※待機者数:
令和7年5月1日現在

・第二陽光園（邑楽郡邑楽町）

定員35名。旧知的障害者支援施設。

**待機者56名（群馬県内で3番目に待機者数が多い）**。男性33名・女性23名。

・イシノ療護園（邑楽郡大泉町）

定員75名。旧身体障害者支援施設。待機者1名。

・ユニッツもりのいえ（太田市）

定員40名。旧知的障害者支援施設。**待機者51名（群馬県内で4番目に待機者数が多い）。**

・とうもうさわの寮（太田市）

定員57名。旧知的障害者支援施設。**待機者50名（群馬県内で5番目に待機者数が多い）。**

・東毛会はるかぜ荘（太田市）

定員50名。旧身体障害者支援施設。待機者0名。

# ５．館林邑楽圏域の社会資源
# ②地域の社会資源　共同生活援助

１）外部サービス利用型

あおば（館林）

２）介護サービス包括型

てんしゃば（館林）　そよかぜ（館林）　わかば（館林）　みどりの家（板倉町）

セレッソ館（館林）　ホームみやび（館林）　あぜりあホーム（館林）　ヴィータ（館林）

ココ（邑楽町）　虹（千代田町）　みどりの家（板倉町）

ケアホームクローバー（大泉町）　だいち（大泉町）　ポカラ（大泉町）

３）日中サービス支援型

カレンホーム（館林）　がじゅまる（館林）　ソーシャルインクルー館林松原（館林）

クライスハイム赤土町（館林）　クライスハイム邑楽中野（邑楽町）

つどい古海（大泉町）　BEE-HACK大泉（大泉町）　わかばの社寄木戸（大泉町）

令和6年1月1日現在

思考に気をつけなさい。
それはいつか言葉になるから。
言葉に気をつけなさい。
それはいつか行動になるから。
行動に気をつけなさい。
それはいつか習慣になるから。
習慣に気をつけなさい。
それはいつか性格になるから。
性格に気をつけなさい。
それはいつか運命になるから。

マザー・テレサ